

緊急消防援助隊受援計画の概要

第1章 総則

1 趣旨

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、大阪府（以下「府」という。）が緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、要請要綱第2条及び大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成20年7月1日付け消防広第104号。以下「迅速出動要綱」という。）2に定めるところによる。

第2章 応援要請

1 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、次による。

- (1) 被災地の市町村長（以下「被災地の長」という。）は、自らの市町村の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に直ちにその旨連絡するものとする。この場合における連絡は、電話等による口頭によるものとし、次のアに掲げる情報を連絡するものとする。なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官（以下「長官」という。）に対して、要請するものとし、イに掲げる情報についても可能な限り連絡する。

ア 第1報として必要な情報

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊
- (キ) 石油コンビナート等の有無及び被害状況
- (ク) その他必要な情報（必要資機材、装備等）

イ 応援部隊が出動するまでに必要な情報

- (ア) 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- (イ) 指揮体制及び無線運用体制
- (ウ) 気温、積雪その他の参考となる情報
- (エ) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (オ) 緊急消防援助隊の任務

(2) 知事は、被災地の長の連絡を受け、消防組織法第 44 条に基づき、緊急消防援助隊の応援が必要であると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援を要請するものとする。

(知事は、被災地の長から連絡がない場合であっても要請する場合がある。)

注・情報については、周囲の状況等から可能な限り収集した範囲のものであっても構わず、判明次第追加的に連絡し、応援要請の時期を失することのないように留意するものとする。

- ・大阪府においても(1)ア及びイに掲げる情報については、被災地の周辺市町村等から積極的に収集するものとする。

2 応援要請等窓口

応援要請等に係る連絡窓口は、次のとおりである。

(1) 消防庁の連絡窓口は、次のとおりである。

消防庁	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	F A X 番号	無線呼出名称
広域応援室	昼間	/	N T T 03-5253-7527	N T T 03-5253-7552	/
	夜間		N T T 03-5253-7777	N T T 03-5253-7553	
			無線 198-90- 49013	無線 198-90- 49036	

(2) 大阪府の連絡窓口は、次のとおりである。

大阪府	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	F A X 番号	無線呼出名称
危機管理室	昼間	危機管理室 消防保安課	N T T 06-6944-6458 06-6944-3947	N T T 06-6944-6654 無線 220-8821	/
			無線 200-4874		
	夜間	危機管理室 当直室	N T T 06-6944-6021		

		無線 220-8921	
--	--	----------------	--

(3) 府内の消防本部の連絡窓口は、別表 2-1 のとおりである。

(4) 府内に対する緊急消防援助隊の第一次出動府県隊の属する都道府県及び当該府県代表消防機関連絡窓口は、別表 1-1、1-2 のとおりである。

第 3 章 消防応援活動調整本部等

1 消防応援活動調整本部等

消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）等の運営は次のとおりとする。

(1) 消防組織法第 44 条の 2 に基づき大阪府知事（以下「知事」という。）が調整本部を設置する場合は、原則として大阪府危機管理室（以下「危機管理室」という。）に設置し、次の者で構成する。本部長は知事とし、副本部長には危機管理室長を充てるものとする。

ア 大阪府職員（危機管理室長の委任を受けた者）

イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

- ・代表消防機関（大阪市消防局警防部警備方面隊長）

- ・代表消防機関代行（警防課参事）

ウ 被災地派遣職員（当該市町村を管轄する消防本部の職員）

エ 航空隊隊員

オ 消防庁職員（調整本部長の要請又は長官が必要と判断した場合）

カ その他調整本部長が必要と認める者

本 部 名	本部設置場所	連絡先
大阪府消防応援活動調整本部	大阪府中央区 大手前 3 丁目 1 番 43 号 大阪府庁新別館北館 2 階 大阪府防災センター B	NTT 電話 06-6944-6458 06-6944-3947 NTT FAX 06-6944-6654

		無線電話 200-4874・4877・4868 無線 F A X 220-8820・8821
--	--	---

- (2) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、速やかに長官に報告するものとする。
- (3) 大阪府職員及び大阪市消防局警防部警備方面隊長は、府内で大規模災害が発生した場合は、調整本部の設置の有無にかかわらず、直ちに緊急消防援助隊の要請及び受入等について協議し、必要な事項について、消防庁に連絡（電話による口頭又は要綱別記様式 1 - 1（略）の F A X 送付）するものとする。
- (4) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、その旨を長官に連絡するものとする。

（消防応援活動調整本部の事務）参考 緊急消防援助隊大阪府受援計画抜粋
第 3 章 12

調整本部は、府災害対策本部、広域防災連絡会議及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況、府が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、府内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の府内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 府内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 府災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。
- (7) 府災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

2 航空部隊の統制

複数の航空部隊が活動することとなる場合は、大阪市消防局航空隊長が指揮支援本部、調整本部等と連携を密にして、活動の統制に努めるものとする。

3 指揮支援部隊及び指揮支援部隊代行

指揮支援部隊及び指揮支援部隊代行については、次のとおりである。

- (1) 被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括する指揮支援部隊長の所属する消防本部は、大阪市消防局（大阪市西区九条南1-12-54）とする。
- (2) (1)が被災等により任務が遂行できない場合の指揮支援部隊長代行の所属する消防本部は、京都市消防局（京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2）とする。

4 無線運用体制

無線の運用体制については、次によるものとする。

- (1) 要綱第32条第1項第3号に基づき、使用チャンネルの指定その他無線の統制については、指揮支援部隊長が行うものとする。
- (2) 府内の消防機関の使用無線周波数は、別紙8（略）のとおりである。

第4章 応援部隊の集結場所等

1 集結場所の選定

応援部隊の集結場所は、原則として、調整本部及び消防庁が被災地、関係機関等と協議し選定するものとする。（選定に際しては、住民の避難状況、警察、自衛隊等の応援部隊を勘案するものとする。）

2 陸上部隊の集結場所

陸上部隊に係る集結場所は、次によるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の応援部隊の集結場所は、第1優先を大阪市消防局高度専門教育訓練センター、第2優先を府立消防学校とし、その他大阪府地域防災計画に定めるところにより広域防災拠点及び後方支援活動拠点（別表10（略））その他効果的な消防活動を期待できる場所のうちから選定するものとする。
- (2) 各消防機関においては、別表10（略）に記載する場所以外の場所について、被災地となった場合に応援部隊が活動の拠点とするための地域防災拠点についても把握し、関係機関と調整等するものとする。（災害状況によっては、応援部隊の直接の集結場所となる場合もある。）

- (3) (1)の集結場所については大阪府において、(2)の集結場所については管轄する消防本部において、当該場所に応援部隊を受け入れることが決定した場合に速やかに、開錠作業等の受入準備を行うことができるよう施設管理者等と調整しておくものとする。

3 航空部隊の集結場所

航空部隊の集結場所は、大阪府地域防災計画に記載する大阪府選定の輸送基地の中から選定する。(別表 12(略))

4 航空部隊離着陸場

航空部隊の離着陸場は大阪府地域防災計画に記載の災害時用臨時ヘリポートのとおりである。

第5章 部隊移動

1 長官の求め等による部隊移動の手続き

消防組織法第 44 条に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次によるものとする。

- (1) 要請要綱別記様式 6-1 (略) により部隊移動の意見照会があった場合は、緊急消防援助隊行動市町村長あてに、要請要綱別記様式 6-1 (略) により送付し、部隊移動に関する意見を聞くものとする。
- (2) 上記(1)の回答(要請要綱別記様式 6-1 (略))があれば、部隊移動に関する意見を要請要綱別記様式 6-2 (略) に記入し、当該回答を付して長官に送付するものとする。
- (3) 長官から部隊移動の求め又は指示の通知(要請要綱別記様式 6-4 (略))があった場合は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする。

2 知事の指示による部隊移動の手続き

消防組織法第 44 条の 3 に基づく知事の指示による部隊移動の手続きは、次によるものとする。

- (1) 知事は部隊移動の指示を行う場合は、要請要綱別記様式 6-5 (略) により、緊急消防援助隊行動市町村の指揮支援本部を經由して、調整本部の

指揮支援部隊長から都道府県隊長等に伝達するものとする。

- (2) 上記(1)の指示を実施した場合は、要請要綱別記様式6-6(略)により速やかにその旨を長官に通知するものとする。
- (3) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (4) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、大阪府災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 情報提供等

1 地理・水利状況等

応援部隊に提供する地理・水利状況等については、次の内容について配慮するものとする。

- (1) 各消防機関においては、次に掲げる情報について、応援部隊に迅速に提供できるよう体制を整備しておくものとする。
 - ア 応援部隊が効率的に活動するための広域地図、住宅地図その他地理に関する事項
 - イ 応援部隊を受け入れることができる場所の状況(野営の可否、水道の状況、当該場所の地図等)
 - ウ 消火栓、防火水槽、プール、河川その他水利に関する事項
 - エ アからウまで以外で応援部隊の活動に際して必要な情報
- (2) 府内の消火栓(地下式)スピンドルドライバーの情報は、次のとおりである。(略)

2 補給情報

大阪府、被災地及び被災地周辺の市町村は、燃料補給が可能な給油取扱所、食料調達が可能な店舗の把握及び応援部隊の燃料補給場所の確保の依頼等に努め、当該内容を調整本部に連絡するものとし、調整本部は当該情報を応援部隊に伝達するものとする。

第7章 雑則

この計画に記載のない事項又は計画の実行に際して疑義が生じた場合は、その都度、関係機関が協議するものとする。